



高岡型コミュニティ交通の実現を目指した 市民協働型地域交通システムの取組みについて

**令和7年12月16日
高岡市市長政策部総合交通課**

北陸新幹線開業前の公共交通網

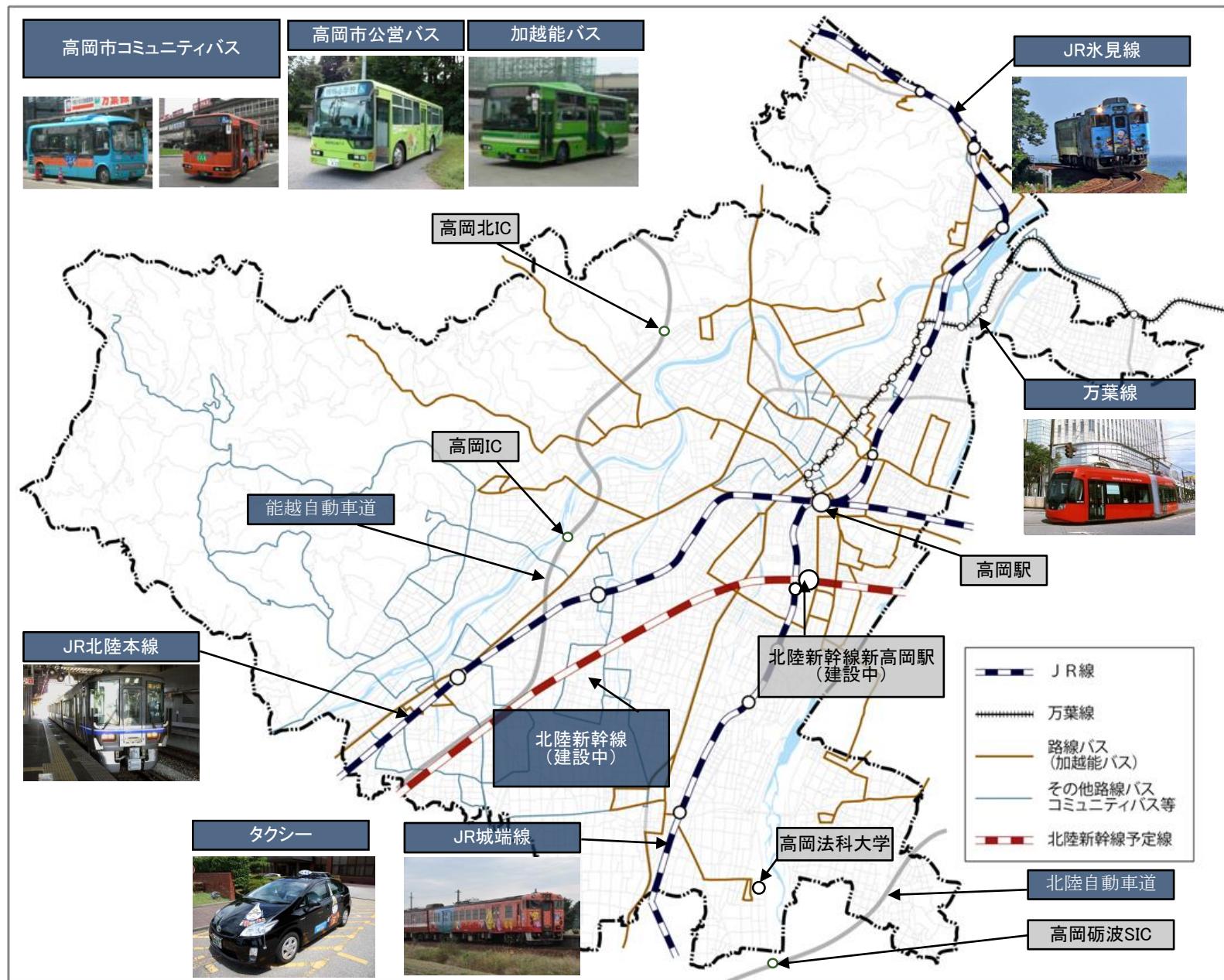
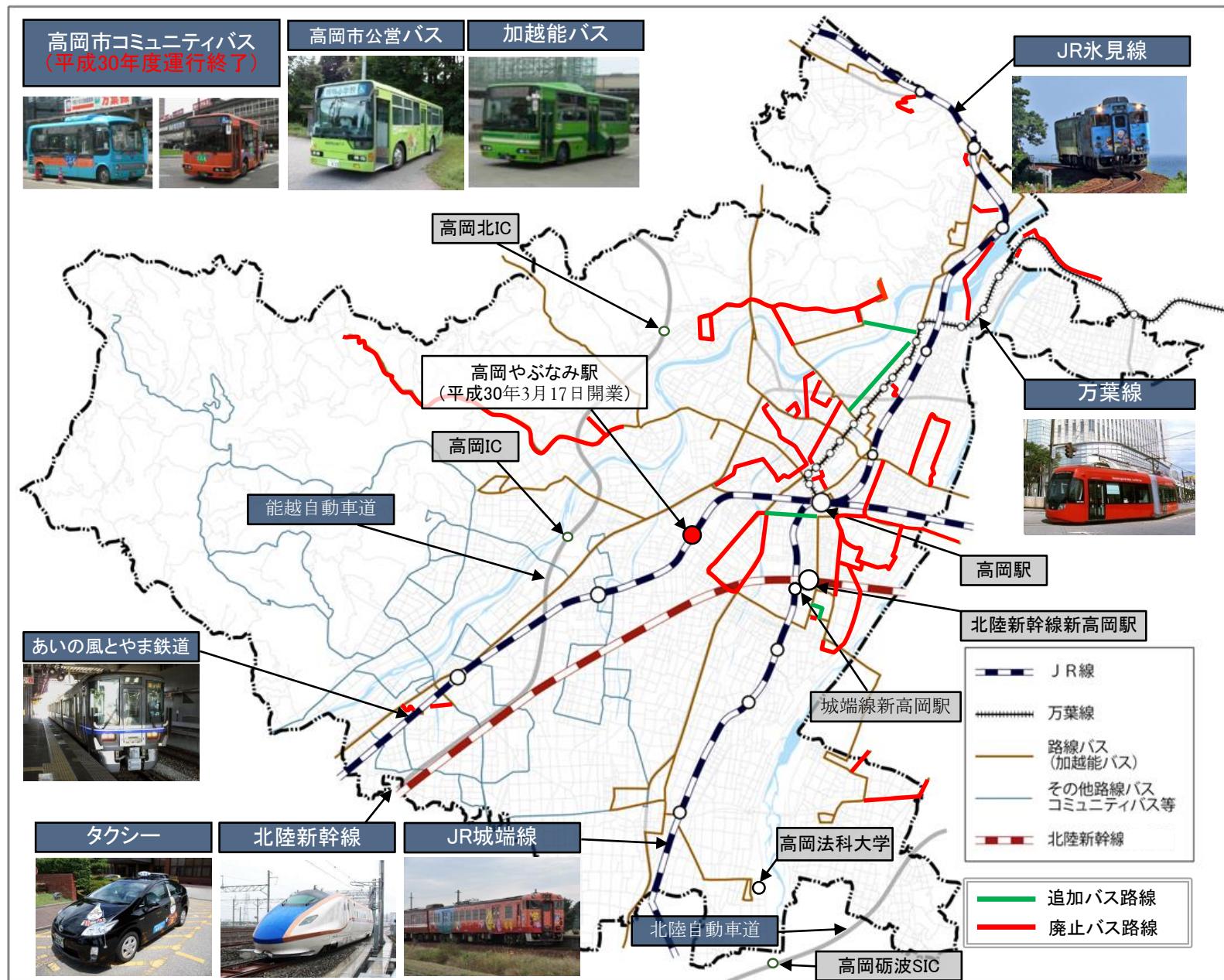


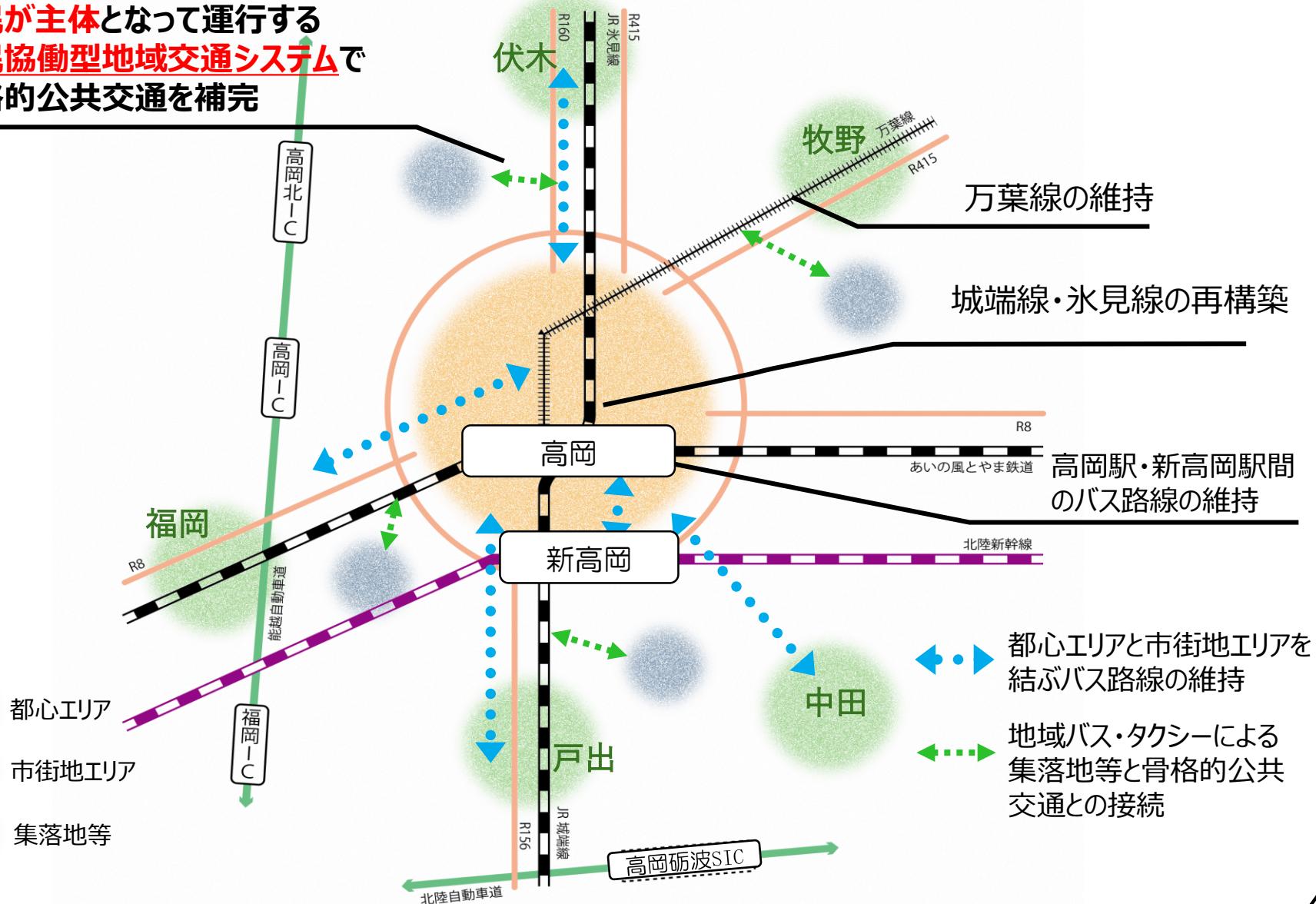
図 高岡市内の公共交通網

北陸新幹線開業後の公共交通網



高岡市の取組み～高岡型コミュニティ交通の確立～

住民が主体となって運行する
市民協働型地域交通システムで
骨格的公共交通を補完



市民協働型地域交通システム導入状況

守山地区(地域タクシー・もりまる)
一般乗合旅客運送事業
実施主体:守山地区連合自治会
運行主体:高岡交通(株)
R4.9～本格運行



野村地区(地域タクシー・のむタク)
一般乗合旅客自動車運送事業
実施主体:野村地区まちづくり協議会
運行主体:高岡交通(株)
R6.7～本格運行



木津地区(地域バス・木津ぐるりんバス)
自家用有償旅客運送事業
実施/運行主体:木津ぐるりんバス運営協議会
R6.7～本格運行



小勢地区(地域バス・ぐるっとおぜバス)
自家用有償旅客運送事業
実施/運行主体:NPO法人小勢地区活性化協議会
(H21～本格運行)



中田地区(ノツカル中田)
実施/運行主体
中田地区コミュニティ協議会
協力事業者:高岡交通(株)
事業者協力型自家用有償旅客運送事業
R5.11～本格運行



戸出地区
実施主体:戸出地区自治会連絡協議会
導入形態は現在、検討中

事例① 小勢地区(地域バス)



【名称】ぐるっとおぜ地区バス

【実施主体・運行主体】

NPO法人小勢地区活性化協議会
(小勢地区自治振興会関係)

【法令根拠】道路運送法第79条登録
自家用有償旅客運送事業

【概要】

- ・NPO法人を設立し、自らが運行事業者となって運送サービスを実施。
- ・運行ルートは①西高岡駅行き ②高岡方面行き ③戸出、福岡、立野循環の3路線あり、主に通勤や通学の足として利用されている。
- ・便数は平日8便(うち、2便は予約運行)設定しており、世帯毎に年会費3,000円を負担することで、運賃は無料。

事例② 守山地区(地域タクシー)



【名称】もりまる

【実施主体】守山地区連合自治会

【運行主体】高岡交通(株)

【法令根拠】道路運送法第4条許可
一般乗合旅客自動車運送事業

【概要】

- ・冬季期間中の中学生の通学手段や、高齢者の移動手段の確保を目的として高岡交通(株)に運行を委託した予約制乗合タクシーを実施。
- ・地区内26箇所と万葉線「志貴野中学校前」、「江尻」、「米島口」の3電停付近に停留所を設定。
- ・運行は「志貴野中学校前」は月～金曜、「江尻」及び「米島口」は火～金曜に1日2便設定し、予約があった便のみ運行する。
- ・利用時に会員登録を必要とし、運賃は500円。このほか、年会費として初回登録及び更新時に3,000円を徴収。(学生以下は運賃300円、年会費1,000円。)
- ・予約は電話またはLINEにより行う。

事例③ 野村地区(地域タクシー)



【名称】地域タクシーのむら（愛称：「のむタク」）

【実施主体】野村地区まちづくり協議会

【運行主体】高岡交通(株)

【法令根拠】道路運送法第4条許可

一般乗合旅客自動車運送事業

【概要】

- ・高齢者の移動手段の確保を目的として、高岡交通(株)に運行を委託した予約制乗合タクシーを実施。
- ・病院やスーパー、公共施設等、地区内に66か所の停留所、地区外にある加越能バス「高岡市民病院」バス停、万葉線「江尻」電停の2か所の停留所、計68か所の停留所を設定。
- ・運行は月～金(祝日も運行)に1日6便設定し、予約があったもののみ運行。会員登録を必要とし、運賃は500円。このほか、年会費として、初回登録及び更新時に3,000円を徴収。
- ・予約は電話またはLINEによって行う。

事例④ 中田地区(ノッカル)



【名称】ノッカル中田

【実施・運行主体】中田コミュニティ協議会
(一部業務については、高岡交通(株)へ委託)

【法令根拠】道路運送法第79条登録
事業者協力型自家用有償運送

【概要】

- ・(株)博報堂が開発した乗合サービス「ノッカル」を中田地区コミュニティ協議会が運行。
- ・住民が運転手となり、住民の自家用車を使って運行する。
- ・地区内の停留所から地区の目的地となるスーパーや病院、公共施設、最寄りの公共交通機関へ接続。
- ・利用時に会員登録を必要とし、年会費は無料。運賃は1乗車500円。
- ・予約は電話かLINEで行う。

事例⑤ 木津地区(地域バス)



【名称】木津ぐるりんバス

【実施・運行主体】

木津ぐるりんバス運営協議会

【法令根拠】道路運送法第79条登録
自家用有償旅客運送

【概要】

- ・通学や通院、買い物等を目的に木津校下連合自治会を中心とした地区住民で構成する木津ぐるりんバス運営協議会が運行。
- ・市立木津公民館を発着地として、地区内の商業施設や医療機関など17の停留所を北回り、南回りの順に巡回。
- ・便数は、朝の通学・通勤時間帯と日中の買い物に合わせて1日に各5便、計10便設定。運賃は1回100円。会員登録は不要で、地区外の住民も利用可。

市民協働型地域交通システム導入に関する市の支援制度（1）

●市民協働型地域交通システム導入支援事業

地域における交通需要の把握、運行ルート、手段の検討等にかかる費用の一部を助成。（補助率1/2、上限100千円）

（例）

- ・交通需要の把握のための住民アンケート調査費用
- ・意見交換会、勉強会、その他会議にかかる経費

●市民協働型地域交通システム実証運行支援事業

需要の把握と運営等が持続可能なものとなるか検証するため、運行経費から運賃収入を引いた赤字額について全額補填。

（補助上限1,000千円）

市民協働型地域交通システム導入に関する市の支援制度（2）

●市民協働型地域交通システム本格運行支援事業

本格運行時の運行経費について、地域が運営に携わる関与度に応じて、費用の一部を助成。

想定される運行形態	地域タクシー (予約制乗合タクシー)	ノッカル (自家用車を活用した乗合交通)	地域バス (会員制乗合バス)
運行に伴う地域／事業者の関与	運行及び運行管理の全てを交通事業者へ委託	運行は地域で行い、運行管理は交通事業者へ委託	運行及び運行管理の全てを地域で実施(直営)
補助率	運行経費の1／3	運行経費の1／2	運行経費の4／5
補助上限額	100万円	200万円	300万円